

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第22号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和38年静岡県規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定障害児通所支援事業者等の<u>指定（指定更新）</u>申請書)</p> <p>第4条の2 法第21条の5の15第1項及び第24条の9第1項の申請並びに法第21条の5の16第1項及び第24条の10第1項の更新の申請は、様式第3号の2による<u>指定（指定更新）</u>申請書により行わなければならない。</p> <p>(指定障害児通所支援事業者等変更等届出書)</p> <p>第4条の3 法第21条の5の19第1項及び第24条の13の規定による変更の届出は、様式第3号の3による指定障害児通所支援事業者等変更届出書により行わなければならない。</p> <p>2 法第21条の5の19第1項の規定による事業の再開の届出又は法第21条の5の19第2項の規定による事業の廃止又は休止の届出は、様式第3号の4による<u>廃止（休止、再開）</u>届出書により行わなければならない。</p> <p>(公示の事項等)</p> <p>第4条の4 法第21条の5の24及び第24条の18の規定による公示は、次に掲げる事項を県公報で告示することにより行うものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(指定障害児通所支援事業者等の業務管理体制の整備（区分の変更）等届出書)</p> <p>第4条の5 法第21条の5の25第2項（法第24</p>	<p>(指定障害児通所支援事業者等の<u>指定（指定更新・指定変更）</u>申請書)</p> <p>第4条の2 法第21条の5の15第1項及び第24条の9第1項の申請並びに法第21条の5の16第1項及び第24条の10第1項の更新の申請並びに法第21条の5の20第1項及び第24条の13第1項の変更の申請は、様式第3号の2による<u>指定（指定更新・指定変更）</u>申請書により行わなければならない。</p> <p>(指定障害児通所支援事業者等変更等届出書)</p> <p>第4条の3 法第21条の5の20第3項及び法第24条の13第3項の規定による変更の届出は、様式第3号の3による指定障害児通所支援事業者等変更届出書により行わなければならない。</p> <p>2 法第21条の5の20第3項の規定による事業の再開の届出又は法第21条の5の20第4項の規定による事業の廃止又は休止の届出は、様式第3号の4による<u>廃止（休止・再開）</u>届出書により行わなければならない。</p> <p>(公示の事項等)</p> <p>第4条の4 法第21条の5の25及び第24条の18の規定による公示は、次に掲げる事項を県公報で告示することにより行うものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(指定障害児通所支援事業者等の業務管理体制の整備（区分の変更）等届出書)</p> <p>第4条の5 法第21条の5の26第2項（法第24</p>

条の19の2において準用する場合を含む。)及び第24条の38第2項の規定による届出並びに法第21条の5の25第4項(法第24条の19の2において準用する場合を含む。)及び第24条の38第4項の規定による区分の変更の届出は、様式第3号の5による業務管理体制の整備(区分の変更)届出書により行わなければならない。

- 2 法第21条の5の25第3項(法第24条の19の2において準用する場合を含む。)及び第24条の38第3項の規定による届出事項の変更の届出は、様式第3号の6による業務管理体制の整備届出事項変更届出書により行わなければならない。

(里親認定申請書)

第15条の5 省令第36条の41第1項及び第2項に規定する申請書(省令第36条の47の規定により行う認定に係るものを含む。)は、様式第15号の6によるものとする。

(里親登録消除申出書)

第15条の7 省令第36条の44第1項第1号の規定による申出(省令第36条の47の規定により認定を受けた里親に係るものを含む。)は、様式第15号の10による里親登録消除申出書により行わなければならない。

(里親登録更新申請書)

第15条の8 省令第36条の46第1項の規定による申請は、様式第15号の11による里親登録更新申請書により行わなければならない。

条の19の2において準用する場合を含む。)及び第24条の38第2項の規定による届出並びに法第21条の5の26第4項(法第24条の19の2において準用する場合を含む。)及び第24条の38第4項の規定による区分の変更の届出は、様式第3号の5による業務管理体制の整備(区分の変更)届出書により行わなければならない。

- 2 法第21条の5の26第3項(法第24条の19の2において準用する場合を含む。)及び第24条の38第3項の規定による届出事項の変更の届出は、様式第3号の6による業務管理体制の整備届出事項変更届出書により行わなければならない。

(里親認定申請書)

第15条の5 省令第36条の41第1項から第3項までに規定する申請書(省令第36条の47の規定により行う認定に係るものを含む。)は、様式第15号の6によるものとする。

(里親登録消除申出書)

第15条の7 省令第36条の44第1項第1号の規定による申出は、様式第15号の10による里親登録消除申出書により行わなければならない。

(里親登録更新申請書)

第15条の8 省令第36条の46第1項及び第3項の規定による申請は、様式第15号の11による里親登録更新申請書により行わなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第3号中

個人番号																				
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

	個人番号												
<input type="checkbox"/>	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第3号に掲げる事務を行うに当たり、静岡県が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に定めるところにより同令第12条第3号イに掲げる情報を取得することに同意します。												

に改める。

様式第3号の2中 「指 定 指 定更新」 を 「指 定 指 定更新 指 定変更」 に、 「第21条の5の15第1項 第21条の5の16第1項 第24条の9第1項 第24条の10第1項」 を

「第21条の5の15第1項 第21条の5の16第1項 第21条の5の20第1項 第24条の9第1項 第24条の10第1項 第24条の13第1項」 に、

所支援	放課後等デイサービス		年 月 日	年 月 日	付表4
	保育所等訪問支援		年 月 日	年 月 日	付表5
障害児入所施設	福祉型障害児入所施設		年 月 日	年 月 日	付表7
	医療型障害児入所施設		年 月 日	年 月 日	付表8

を

所支援	放課後等デイサービス		年 月 日	年 月 日	付表4
	居宅訪問型児童発達支援		年 月 日	年 月 日	付表5
	保育所等訪問支援		年 月 日	年 月 日	付表6
障害児入所施設	福祉型障害児入所施設		年 月 日	年 月 日	付表8
	医療型障害児入所施設		年 月 日	年 月 日	付表9

に改め、同様式付表1中

「看護師」を「看護職員」に改め、同様式付表2及び付表2の2中「指導員」を

「児童指導員」に、「機能訓練担当職員」を「障害福祉サービス経験者」に、「嘱託医」を「機能訓練担当職員」に、「看護師」を「嘱託医」に、「児童指導員」を「看護職員」に改め、同様式付表3から付表4の2までの規定中「看護師」を「看護職員」に改め、同様式付表6を削り、同様式付表5の2中「付表5の2」を「付表6の2」に改め、同様式付表5中「付表5（）」を「付表6（）」に、「付表5の2」を「付表6の2」に改め、同様式付表4の2の次に次のように加える。

付表5 (用紙 日本工業規格A4縦型)

居宅訪問型児童発達支援

事業所	フリガナ								
	名称								
	所在地	(郵便番号 —)							
事業所	連絡先	電話番号		FAX番号					
	当該支援の実施について定めてある定款、寄附行為又は条例等の条文			第	条第	項第	号		
管理者	フリガナ				生年月日	年	月	日	
	氏名								
	住所	(郵便番号 —)							
	当該居宅訪問型児童発達支援事業所で兼務する他の職種 (兼務の場合記入)								
	兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設 (兼務の場合記入)			事業所等の名称					
			兼務する職種及び勤務時間等						
児童発達支援管理責任者	フリガナ				生年月日	年	月	日	
	氏名								
住所		(郵便番号 —)							
従業者の職種及び員数		児童発達支援管理責任者		訪問支援員		/			
		専従	兼務	専従	兼務				
		従業者数	常勤 (人)						
			非常勤 (人)						
		備考							
基準上の必要人数 (人)		※		※					
設備部分		専用の区画			有 ・ 無				
主な揭示事項		営業日 (曜日)							
		営業時間							
		利用料							
		その他の費用							
		通常の事業の実施地域							
		その他参考となる事項		第三者評価の実施状況		している ・ していない			
				苦情解決の措置概要		窓口 (連絡先)		担当者	
その他									
多機能型実施の有無		有 ・ 無							
添付書類		別添のとおり							

備考

- 1 出張所等がある場合は、付表5の2についても記入すること。
- 2 ※印（「基準上の必要人数（人）」）欄には、記入しないこと。
- 3 「その他の費用」欄には、障害児又は保護者に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容について記入すること。
- 4 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入すること。
- 5 添付書類
 - (1) 定款、寄附行為等及び登記事項証明書又は条例等
 - (2) 事業所の平面図（各室の用途を明示するもの）及び設備の概要を記載した書面
 - (3) 管理者の経歴を記載した書面
 - (4) 児童発達支援管理責任者の経歴を記載した書面
 - (5) 運営規程
 - (6) 障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要を記載した書面
 - (7) 従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書面
 - (8) 当該申請に係る事業に係る資産の状況を記載した書面（貸借対照表、財産目録等）
 - (9) 当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費の請求に関する事項を記載した書面
 - (10) 児童福祉法第21条の5の15第2項に掲げる事由に該当しない旨の誓約書
 - (11) 役員の名、生年月日及び住所を記載した書面
 - (12) 事業所の所在地がわかる地図
 - (13) 申請者の施設の外観を写した写真等
 - (14) 障害児通所給付費の算定に係る体制等に関する届出書
 - (15) その他指定に関し必要と認める事項を記載した書面

付表5の2 (用紙 日本工業規格A4縦型)

居宅訪問型児童発達支援 (出張所等で一部実施する場合)

出張所等	フリガナ				
	名称				
	所在地	(郵便番号 —)			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
添付書類		別添のとおり			

添付書類

- (1) 出張所等の平面図 (各室の用途を明示するもの) 及び設備の概要を記載した書面
- (2) 出張所等の所在地がわかる地図
- (3) 申請者の出張所等の外観を写した写真等
- (4) その他指定に関し必要と認める事項を記載した書面

様式第3号の2付表8中「付表8」を「付表9」に改め、同様式付表7中「付表7」を「付表8」に、「看護師」を「看護職員」に改め、同付表の前に次のように加える。

付表7 (用紙 日本工業規格A4縦型)

多機能型による事業を実施する場合の総括表

主たる事業所	フリガナ									
	名称									
	所在地	(郵便番号 —)								
	連絡先	電話番号		FAX番号						
従たる事業所①	フリガナ									
	名称									
	所在地	(郵便番号 —)								
	連絡先	電話番号		FAX番号						
従たる事業所②	フリガナ									
	名称									
	所在地	(郵便番号 —)								
	連絡先	電話番号		FAX番号						
従たる事業所③	フリガナ									
	名称									
	所在地	(郵便番号 —)								
	連絡先	電話番号		FAX番号						
従たる事業所④	フリガナ									
	名称									
	所在地	(郵便番号 —)								
	連絡先	電話番号		FAX番号						
主たる対象者		特定無し ・ 難聴児 ・ 重症心身障害児 ・ 知的障害児								
実施事業	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス		居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援	生活介護		自立訓練(機能訓練)	
	サービス単位		サービス単位				サービス単位			
	有 無		有 無	有 無						
主たる事業所										
従たる事業所										
実施事業	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援(一般)	就労移行支援(資格取得)	就労継続支援(A型)	就労継続支援(B型)					
	主たる事業所									
	従たる事業所									
定員	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	—	—	生活介護	自立訓練(機能訓練)			
合計				—	—					
主たる事業所(人)				—	—					
従たる事業所(人)				—	—					
定員	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援(一般)	就労移行支援(資格取得)	就労継続支援(A型)	就労継続支援(B型)	合計				
合計										
主たる事業所(人)										
従たる事業所(人)										

従業者の職種及び員数

			児童発達支援管理責任者		サービス管理責任者		児童指導員		保育士		障害福祉サービス経験者		訪問支援員		機能訓練担当職員		
			専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
合計	従業者数	常勤(人)															
		非常勤(人)															
	常勤換算後の人数(人)																
	基準上の必要人数(人)		※		※		※		※		※		※		※		※
主たる事業所	従業者数	常勤(人)															
		非常勤(人)															
	常勤換算後の人数(人)																
	基準上の必要人数(人)		※		※		※		※		※		※		※		※
従たる事業所	従業者数	常勤(人)															
		非常勤(人)															
	常勤換算後の人数(人)																
	基準上の必要人数(人)		※		※		※		※		※		※		※		※
			医師 (嘱託医を含む)		看護職員		言語聴覚士		就労支援員		職業指導員						
			専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	合計		右以外		兼教官		
合計	従業者数	常勤(人)															
		非常勤(人)															
	常勤換算後の人数(人)																-
	基準上の必要人数(人)		※		※		※		※		※						-
主たる事業所	従業者数	常勤(人)															
		非常勤(人)															
	常勤換算後の人数(人)																-
	基準上の必要人数(人)		※		※		※		※		※						-
従たる事業所	従業者数	常勤(人)															
		非常勤(人)															
	常勤換算後の人数(人)																-
	基準上の必要人数(人)		※		※		※		※		※						-
			理学療法士等						生活支援員								
			合計		理学療法士		作業療法士		機能訓練指導員		合計		通所		訪問		
合計	従業者数	常勤(人)															
		非常勤(人)															
	常勤換算後の人数(人)																-
	基準上の必要人数(人)		※								※						-
主たる事業所	従業者数	常勤(人)															
		非常勤(人)															
	常勤換算後の人数(人)																-
	基準上の必要人数(人)		※								※						-
従たる事業所	従業者数	常勤(人)															
		非常勤(人)															
	常勤換算後の人数(人)																-
	基準上の必要人数(人)		※								※						-

			栄養士		調理員		地域移行支援員		その他の従業者	
			専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
合計	従業者数	常勤(人)								
		非常勤(人)								
	常勤換算後の人数(人)									
	基準上の必要人数(人)		※		※		※		※	
主たる事業所	従業者数	常勤(人)								
		非常勤(人)								
	常勤換算後の人数(人)									
	基準上の必要人数(人)		※		※		※		※	
従たる事業所	従業者数	常勤(人)								
		非常勤(人)								
	常勤換算後の人数(人)									
	基準上の必要人数(人)		※		※		※		※	

備考

- ※印（「基準上の必要人数（人）」）欄には、記入しないこと。
- 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入すること。

様式第3号の3中 「第21条の5の19第1項 第24条の13」 を 「第21条の5の20第3項 第24条の13第3項」 に改める。

様式第3号の4を次のように改める。

様式第3号の4 (第4条の3関係) (用紙 日本工業規格A4縦型)

廃止
休止 届出書
再開

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所
届出者 氏 名

{ 法人にあつては、その主たる事務所の
 所 在 地 }
 { 法人にあつては、その名称及び代表者
 の 氏 名 }
 { 氏名(法人にあつては、その代表者の氏
 名)を自署する場合は、押印は不要 }

次のとおり事業の 廃止 休止 再開 をしたいので、児童福祉法 第21条の5の20第3項 第21条の5の20第4項 の規定により、届け出ます。

事業所番号										
事業所	名 称									
	所 在 地									
	電 話 番 号									
	事 業 の 種 類									
廃止(休止・再開)年月日	年 月 日									
廃止(休止)の理由										
現に指定通所支援を受けている者の有無	有 ・ 無									
休止の予定期間	年 月 日 まで(日間)									

備考

- 1 廃止又は休止の場合は、廃止又は休止の日の1月前までに届け出ること。
- 2 再開の場合は、再開の日から10日以内に届け出ること。
- 3 廃止又は休止の場合は、現に指定通所支援を受けている者に関する次に掲げる事項を記載した書面を添付すること。
 - (1) 現に当該指定通所支援を受けている者に対する措置
 - (2) 現に当該指定通所支援を受けている者及びその保護者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該指定通所支援に相当する支援の提供を希望する旨の申出の有無
 - (3) 引き続き当該指定通所支援に相当する支援の提供を希望する者に対し、必要な障害児通所支援を継続的に提供する他の指定障害児通所支援事業者の名称

様式第3号の5中「第21条の5の25第2項」を「第21条の5の26第2項」に、「第21条の5の25第4項」を「第21条の5の26第4項」に改める。

様式第3号の6中「第21条の5の25第3項」を「第21条の5の26第3項」に改める。

様式第4号中

世帯員		・	・	男・女		有・無	有・無	
		・	・	男・女		有・無	有・無	
		・	・	男・女		有・無	有・無	
		・	・	男・女		有・無	有・無	
		・	・	男・女		有・無	有・無	

を

世帯員		・	・	男・女		有・無	有・無	
	個人番号							
		・	・	男・女		有・無	有・無	
	個人番号							
		・	・	男・女		有・無	有・無	
	個人番号							
		・	・	男・女		有・無	有・無	
	個人番号							
		・	・	男・女		有・無	有・無	
	個人番号							
<input type="checkbox"/>	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第4号に掲げる事務（児童福祉法第50条第6号の2に係る部分に限る。）を行うに当たり、静岡県が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に定めるところにより同令第12条第4号ロに掲げる情報（助産妊産婦又は当該助産妊産婦の扶養義務者に係るものに限る。）を取得することに同意します。							

に改める。

様式第4号の2中

	個人番号																		
--	------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

		個人番号													
□	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第4号に掲げる事務（児童福祉法第50条第6号の2に係る部分に限る。）を行うに当たり、静岡県が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に定めるところにより同令第12条第4号ロに掲げる情報（保護児童又は当該保護児童の扶養義務者に係るものに限る。）を取得することに同意します。</p>														

に改める。

様式第4号の7を次のように改める。

様式第4号の7（第5条の7関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

指 定 辞 退 届 出 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申請者 所在地

(設置者) 名 称

代表者氏名 ㊦

(代表者の氏名を自署する場合は、押印は不要です。)

次のとおり指定障害児入所施設の指定を辞退したいので、児童福祉法第24条の14の規定により届け出ます。

	事業所番号																			
指定を辞退する施設	名 称																			
	所 在 地																			
指定を受けた年月日			年	月	日															
指定を辞退する年月日			年	月	日															
指定を辞退する理由																				
現に施設に入所している者の有無			有	・	無															

備考

- 1 指定を辞退する日の3か月前までに届け出ること。
- 2 現に入所している者に関する次に掲げる事項を記載した書面を添付すること。
 - (1) 現に入所している者に対する措置
 - (2) 現に当該障害児入所支援を受けている者及びその保護者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該障害児入所支援に相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無
 - (3) 引き続き当該障害児入所支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害児入所支援を継続的に提供する他の指定障害児入所施設等の名称

様式第12号の2中

	個人番号	
--	------	--

を

	個人番号	
☐	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第7号に掲げる事務（児童福祉法第50条第7号の3に係る部分に限る。）を行うに当たり、静岡県が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に定めるところにより同令第12条第7号に掲げる情報を取得することに同意します。	

に、

「（注）

- 1 徴収額決定のために必要な事項に関する書類（課税証明書等）を添付すること。
- 2 児童自立生活援助の実施を希望する理由の欄は、具体的に記入すること。

「（注） 児童自立生活援助の実施を希望する理由の欄は、具体的に記入すること。」に改める。

「第36条の41第1項
 第36条の41第2項
 第36条の47」 を 「第36条の41第1項
 第36条の41第2項
 第36条の41第3項
 第36条の47」

「養子縁組里親」に、

①養育里親研修修了（見込）年月日	① 年 月 日
②専門里親研修修了（見込）年月日	② 年 月 日（※専門里親に係る申請の場合に記載）

を

☐	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条第1号に掲げる事務を行うに当たり、静岡県が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に定めるところにより同令第7条第1号イに掲げる情報を取得することに同意します。	
①養育里親研修修了（見込）年月日	① 年 月 日	
②専門里親研修修了（見込）年月日	② 年 月 日（※専門里親に係る申請の場合に記載）	
③養子縁組里親研修修了（見込）年月日	③ 年 月 日（※養子縁組里親に係る申請の場合に記載）	

に、「又は専門里親研修」を「、専門里親研修又は養子縁組里親研修」に改める。

様式第15号の7から様式第15号の9までの規定中「養子縁組希望里親」を「養子縁組里親」に改める。

「 児童福祉法施行規則 第36条の44第1項第1号 第36条の47」 の を「児童福祉法施行規則」

第36条の44第1項第1号の」に、「養子縁組希望里親」を「養子縁組里親」に改める。

様式第15号の11中「第1項」を「第1項
第3項」に改め、「専門里親」の次に「・養子縁組里親」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の児童福祉法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後の児童福祉法施行細則の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。